

資料 2

特定行政庁及び保健所設置市一覧表

(H14.4.1現在)

都道府県名	特定行政庁	保健所設置市
北海道	札幌、函館、旭川、小樽、室蘭、釧路、帯広、北見、苫小牧、江別、夕張、岩見沢、網走、留萌、稚内、美唄、芦別、赤平、紋別、士別、名寄、三笠、根室、千歳、滝川、砂川、深川、富良野、登別、恵庭、伊達、北広島、石狩(町)当別、上磯、余市、長沼、美幌、遠軽、白老、音更、芽室、幕別、釧路、厚岸、標茶、中標津	札幌、函館、旭川、小樽
青森	青森、弘前、八戸	
岩手	盛岡、宮古、水沢、花巻、北上、一関、釜石	
宮城	仙台、石巻、塩竈、古川	仙台
秋田	秋田、大館	秋田
山形	山形、米沢、鶴岡、酒田、天童	
福島	福島、郡山、いわき、会津若松、須賀川	郡山、いわき
茨城	水戸、日立、土浦、高萩、北茨城、取手、つくば、ひたちなか、古河	
栃木	宇都宮、足利、小山、鹿沼、栃木	宇都宮
群馬	前橋、高崎、桐生、伊勢崎、太田、館林、藤岡	
埼玉	川越、川口、さいたま、所沢、越谷、春日部、上尾、草加、狭山、熊谷、行田、飯能、加須、本庄、東松山、岩槻、鴻巣、深谷、蕨、戸田、入間、鳩ヶ谷、朝霞、志木、和光、新座、桶川、久喜、北本、八潮、富士見、上福岡、三郷、蓮田、坂戸、幸手、鶴ヶ島、日高、吉川、秩父、羽生(町)大井、杉戸、松伏	
千葉	千葉、市川、船橋、松戸、柏、市原、木更津、野田、茂原、成田、佐倉、習志野、流山、八千代、我孫子、鎌ヶ谷、君津、浦安、四街道	千葉
東京	八王子、町田、立川、武蔵野、三鷹、府中、調布、日野 (区)特別区(23)	
神奈川	横浜、川崎、横須賀、藤沢、相模原、平塚、鎌倉、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、大和	横浜、川崎、横須賀、相模原
新潟	新潟、長岡、三条、柏崎、新発田、上越	新潟
富山	富山、高岡	富山
石川	金沢、七尾、小松、加賀、松任	金沢
福井	福井	
山梨	甲府、富士吉田	
長野	長野、松本、上田、岡谷、飯田、諏訪、塩尻	長野
岐阜	岐阜、大垣、各務原、高山、多治見	岐阜
静岡	静岡、浜松、沼津、清水、富士、三島、富士宮、焼津、藤枝、御殿場、磐田、浜北	静岡、浜松
愛知	名古屋、豊橋、岡崎、一宮、春日井、豊田、瀬戸、半田、豊川、刈谷、安城、西尾、江南、小牧、東海、稲沢	名古屋、豊橋、豊田
三重	四日市、津、鈴鹿、上野	
滋賀	大津、彦根、長浜、近江八幡、草津、守山、八日市	
京都	京都、宇治	京都
大阪	大阪、堺、豊中、吹田、高槻、枚方、八尾、東大阪、茨木、岸和田、守口、寝屋川、箕面、門真、池田、和泉	大阪、堺、東大阪

都道府県名	特定行政庁	保健所設置市
兵庫	神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、加古川、芦屋、伊丹、宝塚、高砂、川西、三田	神戸、姫路、尼崎、西宮
奈良	奈良、橿原、生駒	
和歌山	和歌山	和歌山
鳥取	鳥取、米子、倉吉、境港	
島根	松江、出雲、浜田、安来、益田	
岡山	岡山、倉敷、津山、玉野	岡山、倉敷
広島	広島、福山、呉、三原、尾道、東広島、廿日市	広島、福山、呉
山口	下関、宇部、山口、徳山、防府、岩国	下関
徳島	徳島	
香川	高松	高松
愛媛	松山、今治、新居浜、宇和島	松山
高知	高知	高知
福岡	北九州、福岡、大牟田、久留米	北九州、福岡、大牟田
佐賀	佐賀	
長崎	長崎、佐世保、平戸	長崎、佐世保
熊本	熊本、八代	熊本
大分	大分、別府、中津、日田、佐伯、宇佐	大分
宮崎	宮崎、都城、延岡、日向	宮崎
鹿児島	鹿児島	鹿児島
沖縄	那覇、具志川、宜野湾、浦添、沖縄	

*太ゴシック……義務的建築主事を置く市町村 *ゴシック……任意的建築主事を置く市町村

*……限定的建築主事を置く市町村(特別区を含む。)

なお、限定特定行政庁(木造住宅など、小規模な建築物についてのみ建築確認申請を審査する限定的建築主事を置く市区町村)に関する扱いは下表の通りです。

	限定的建築主事(市町村)	限定的建築主事(特別区)
建築物	原則として都道府県知事 ・ただし、建築基準法第六条第一項第四号に掲げる戸建て住宅等の建築物(その建築に関して都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)に限り市町村長	原則として特別区の長 ・ただし、建築基準法施行令第百四十九条第一項第一号及び第二号に掲げる建築物に限り、都知事
建築系工作物	都道府県知事	原則として特別区の長 ・ただし、建築基準法施行令第百四十九条第一項第二号、第三号及び第四号に掲げる工作物及び建築設備については、都知事
土木系工作物	都道府県知事	特別区の長